

## さいたま市野球連合会大宮野球連盟規約改正案（見え消し版）

第2条 ~~本連盟の事務局は、さいたま市中央区内に置く。~~

本連盟の事務所は、埼玉県さいたま市中央区本町西6-1-22に置く。

第4条 本連盟の正会員は、統制に服するとともに、次の条件を具備しなければならない。

- 2 本連盟登録チームは、監督及び主将を含めて1012名以上で編成しなければならない。
- 3 賛助会員は、本連盟の目的及び事業に賛同する者とし、賛助会員には賛助会徽章を贈り本連盟、さいたま市及び県連盟の行う事業に優待される。

第29条 理事会は、理事長及び理事で組織され、本規約で規定した事項及びその他重要な事項について審議する。

- 2 理事会は、必要により理事長が招集し、その議長となる。

ただし、理事会には、会長、副会長も出席することとする。

### 第12章 付 則

(付 則)

本規約は、昭和51年1月1日より施行し従前の規約は廃止する。

本規約は、平成9年1月1日より施行する。

本規約は、平成13年5月1日より施行する。

本規約は、平成15年4月1日より施行する。

本規約は、平成20年3月1日より施行する。

本規約は、平成31年3月2日より施行する。